

速報

見張りの励行を徹底しよう！



船舶海難月報 平成19年12月号

第十管区海上保安本部

〒891-8510

鹿児島市東郡元町4-1

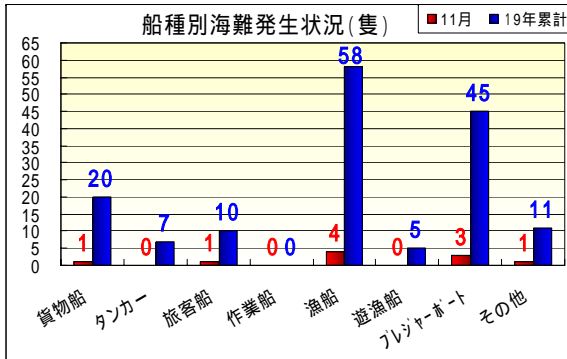
鹿児島第二地方合同庁舎

:099-250-9800

問合せ先:交通部企画課

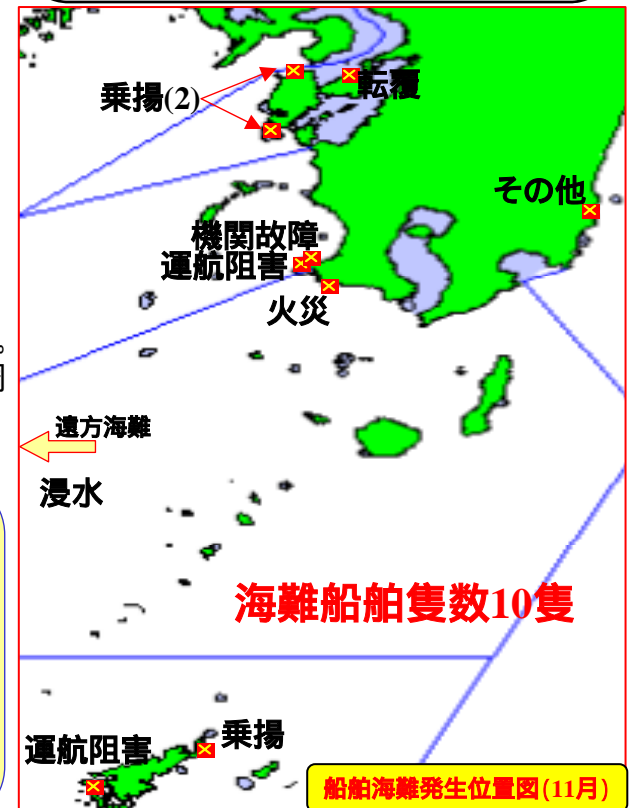
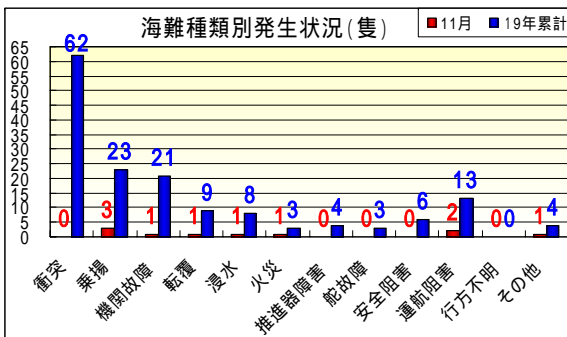
E-mail:kotsukikaku-10@kaiho.mlit.go.jp

11月の海難発生状況



今年初！衝突海難0隻達成！

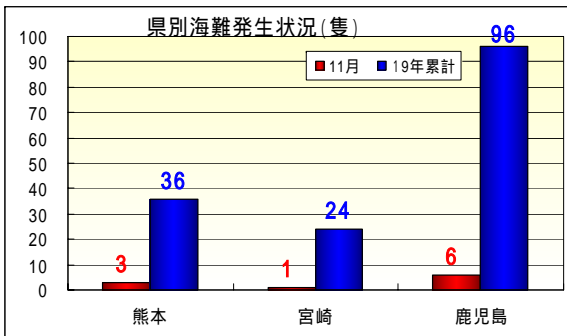
11月は10隻の船舶海難が発生しました(前年同月13隻)。船種別では、漁船4隻、プレジャーボート3隻、貨物船・旅客船・その他(クレーン付台船)各1隻となっており、海難種類別では、乗揚3隻、運航障害2隻、機関故障・転覆・浸水・火災・その他各1隻となっています(左グラフ参照)。11月は、先月12隻発生した衝突海難が0隻でした。衝突の海難原因は、68%が見張り不十分であり、適切な見張りが行われていないことが海難に直結しています。運航の際には見張りの励行はもちろんのこと体調を万全にし、安全第一の運航を心掛けるようお願いいたします。



平成19年船舶海難の累積(速報値)

1~11月の累計で156隻の船舶海難が発生し、海難種別に占める割合は、衝突62隻(40%)、乗揚23隻(15%)で5割以上となっています。また11月は、ミニボートの転覆により2名が海中転落し、救命胴衣未着用であった乗船者1名が死亡しています。出航の際は、自己救命策3つの基本を守り、救命胴衣は必ず着用してください。

・「安全障害」とは、転覆に至らない船体傾斜、走錨及び荒天離航をいう。
 ・「運航障害」とは、バッテリー過放電、燃料欠乏、ろ・かい喪失及び無人漂流をいう。



・県別の分類は、各県に所在する海上保安機関において取り扱った海難の合計数を示す。

転覆し、死亡者を出したミニボート



乗揚漁船の状況



火災船の状況

